

平成 19 年 2 月 定例会（第 283 回）
3 月 16 日

[今井光子議員趣旨弁明](#)

↑（クリックで今井光子議員の趣旨弁明へ移動）

意見書第四号、看護師等の増員を求める意見書決議方の動議

平成19年 2月 定例会（第283回）

平成十九年

第二百八十三回定例奈良県議会会議録 第六号

二月

平成十九年三月十六日（金曜日）午後一時三分開議

出席議員（四十三名）

一番 欠員	二番 浅川清仁
三番 井岡正徳	四番 奥山博康
五番 吉田勝亮	六番 上村庄三郎
七番 森山賀文	八番 山村幸穂
九番 田中美智子	一〇番 今井光子
一一番 欠員	一二番 上田 悟
一三番 中野雅史	一四番 欠員
一五番 神田加津代	一六番 菅野泰功
一七番 山本進章	一八番 田中惟允
一九番 藤本昭広	二〇番 畠 真夕美
二一番 上松正知	二二番 欠員
二三番 粒谷友示	二四番 荻田義雄
二五番 中辻寿喜	二六番 安井宏一
二七番 丸野智彦	二八番 辻本黎士
二九番 吉川隆志	三〇番 岩城 明
三一番 田尻 匠	三二番 高柳忠夫
三三番 岩田国夫	三四番 国中憲治
三五番 秋本登志嗣	三六番 小泉米造
三七番 飯田 正	三八番 米田忠則
三九番 松井正剛	四〇番 出口武男
四一番 新谷紘一	四二番 欠員
四三番 服部恵竜	四四番 山下 力
四五番 山本保幸	四六番 中村 昭
四七番 梶川虔二	四八番 川口正志

議事日程

一、平成十九年度議案、議第一号から議第三十八号、平成十八年度議案、議第一百一号から議第一百十二号、報第二十五号及び報第二十六号、並びに請願第二十一号

一、意見書決議

一、追加議案の上程と同採決

○議長（飯田正） これより本日の会議を開きます。

○議長（飯田正） この際、お諮りします。

意見書決議、追加議案の上程と同採決を本日の日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

○議長（飯田正） 初めに、監査委員から財務監査及び現金出納検査結果の報告があり、その写しをお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

○議長（飯田正） 次に、平成十九年度議案、議第一号から議第三十八号、平成十八年度議案、議第一百一号から議第一百十二号、報第二十五号及び報第二十六号、並びに去る十二月定例会より継続審査に付されておりました請願第二十一号を一括議題とします。

まず、予算審査特別委員会に付託しました各議案の審査の経過と結果について、同委員長の報告を求めます。――二十五番中辻寿喜議員。

◆二十五番（中辻寿喜） （登壇） 予算審査特別委員会を代表いたしまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、去る三月六日の本会議において設置され、付託を受けました議案、すなわち「平成十九年度奈良県一般会計予算」、「平成十九年度公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計予算」案ほか十四特別会計予算案及び条例その他の議案並びに「平成十八年度奈良県一般会計補正予算（第四号）」、「平成十八年度奈良県立医科大学費特別会計補正予算（第二号）」案ほか五特別会計補正予算案及びその他の議案について、議会の持つ審査・監視機能の重要性を踏まえ、知事をはじめ関係理事者の出席のもと、五日間にわたり鋭意調査並びに審査を行ったところであります。その経過と結果の概要につきまして、順次申し述べることといたします。

まず、平成十九年度一般会計及び特別会計予算案、すなわち議第一号から議第十六号についてであります。歳入面では、税源移譲や定率減税の廃止などにより二百九十三億円の増収と見込まれるものの、所得譲与税の廃止及び減税に係る補てん措置の廃止による減少額が二百六十三億円で、差し引き三十億円の増収となります。しかし、これに対して地方交付税と臨時財政対策債が合わせて四十八億円減少しており、この結果、主な財源を合計すると十八億円減少いたしました。既に、平成十六年度からの三年間で、地方交付税

等の削減により三百九十五億円もの財源が減少していることに加え、さらなる財源の減少となりました。

歳出面では、自然増、制度改革増ともに多額に及ぶ福祉、健康分野をはじめ、教育、安心、安全、環境、文化、産業、基盤整備などの各分野において引き続き相当額の財政需要が見込まれ、著しい財源不足が生じることとなりました。

このため、「集中改革プラン」「新行財政改革大綱」「第二次新行財政改革実施計画」及び「財政健全化指針」の推進に着実に取り組むことを基本に、引き続き財政特別点検などにより、県行政全般にわたって制度改革を含む見直しを実施されたところであります。退職者の大幅増により退職手当は増加しますが、引き続き自主的な給与抑制と職員定数の削減に努めることとされ、また、公債費についても平準化措置を継続するほか、マイナスシーリング、施策・事業の重点化など、特別会計も含めて歳出面での幅広い合理化を進められたところであります。なお不足する財源については、財源対策債や地域再生事業債を発行するとともに、財政調整基金及び県債管理基金を合計百五十億円取り崩すこととされ、さらに退職手当債を増額発行することにより、収支の均衡を図られたところであります。

このような財政環境下ではありますが、「やまと二十一世紀ビジョン」の六つの基本テーマ、「安心」「元気」「誇り」「憩い」「未来」「地域経営」に基づき、直面する政策諸課題に適時適切に取り組まれ、新年度予算案を編成されたことは、評価に値するところであります。

結果として、新年度の一般会計の予算案は、四千五百六十二億七千三百万円、本年度当初予算に対して、一・二%の減となりました。なお、一般会計、特別会計及び企業会計の十六会計を合計いたしますと、六千五百八十四億八千八百万円となります。

また、平成十九年度の残余の議案、すなわち議第十七号から議第三十八号についてであります。これらは主として予算案に関連して、当面必要とする条例の制定及び改正案等であり、いずれも適切なものであるとの結論に達しました。

次に、平成十八年度議案について申し上げます。

議第一百一号から議第一百七号の一般会計補正予算案及び特別会計補正予算案については、障害者自立支援法に基づく制度の円滑運用を図るため新たに設置する基金への積み立て及び基金を活用した特別対策事業、JR奈良駅付近連続立体交差事業等の公共事業などの国補正予算関連事業のほか、諸般の事情あるいは各種事業の執行を見通した補正措置であります。また、平成十八年度の残余の議案、すなわち議第一百八号から議第一百十二号、報第二十五号及び報第二十六号は補正予算案に関連して、当面必要とされる条例の制定など、いずれも適切な措置であるとの結論を得たところであります。

次に、採決の結果を申し上げます。

民主党委員から、議第一号については、この予算案であれば、知事は任期いっぱい務めるべきであり、知事選挙が四月八日実施であれば、骨格予算とすべきであること、議第二号、議第十六号、議第三十号から議第三十二号については、奈良県立医科大学の独立行政

法人化のメリットに確信が持てないとの理由により、反対であるとの意見の開陳があり、また、日本共産党委員から、議第一号については、県民の負担増となり、県民の願いに応える予算になっていないこと、議第二号は、行革の一環として効率化のための独立行政法人化は、県民にとって影響が大きいこと、議第八号は、特定企業の返済金回収を怠っていること、議第十七号は、職員定数を減らすものであること、議第十八号は、成果主義賃金を導入すべきでないこと、議第二十一号は、一般職職員の給与カットを継続すべきでないこと、議第二十四号及び議第二十八号は、県民の負担増となること、議第三十号は、県立医科大学職員の身分を独立行政法人職員に変更すべきでないこと、議第三十六号は、社会教育センターは指定管理にふさわしくないこと、との理由により、それぞれ反対であるとの意見の開陳がありましたので、起立採決の結果、賛成多数をもって、いずれも原案どおり可決することに決しました。

また、残余の議案、すなわち平成十九年度議案、議第三号から議第七号、議第九号から議第十五号、議第十九号、議第二十号、議第二十二号、議第二十三号、議第二十五号から議第二十七号、議第二十九号、議第三十三号から議第三十五号、議第三十七号及び議第三十八号並びに平成十八年度議案、議第一百一号から議第一百十二号については、全会一致をもっていずれも原案どおり可決することに決しました。また、報第二十五号及び報第二十六号については、理事者から詳細な報告を受けたところであります。

なお、自由民主党委員及び民主党委員から、平成十九年度議案、議第一号平成十九年度奈良県一般会計予算に関して、食肉流通センターの食肉公社及びその中核業務を担っている卸売会社について、外部の有識者による検討委員会を早期に立ち上げ、本年秋を目途に経営改革案を策定し、抜本的な見直しを行うよう要望があったことを特に申し添えておきます。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

さらに、委員各位から行政各般にわたる数多くの要望・意見の開陳がありました事項のうち、次に列挙する事項については、これらが実現されるよう強く要望するものであります。

一 新しい市町村合併推進構想に基づく市町村合併の推進にあたっては、より積極的な姿勢でリーダーシップを発揮されたいこと。

一 増嵩する県債残高の償還財源を確保するためにも、交付税を中心とした税財源が確保されるよう、国に積極的に働きかけるとともに、財政健全化に一層努められたいこと。

また、県税を始め未収金解消に向け一層努められたいこと。

一 公益通報者保護制度の充実のために、県職員のための外部通報窓口設置について検討されるとともに、市町村に対してもその設置を促されたいこと。

一 指定管理者制度の運用にあたっては、コスト面だけでなく、利用者の視点に立ったサービスの質が保たれるよう、現行のモニタリングの方法をシステム化してチェックすることを検討されたいこと。

また、直営施設のモニタリングの方法についても併せて検討されたいこと。

一 大滝ダムについて、大滝地区、迫地区における新たな地すべり対策については、国の責任で行うよう要望されたいこと。

一 宿泊観光客を増やすため、宿泊施設立地促進に向け、優遇税制や県の土地情報の提供などの取り組みをなお一層進められたいこと。

一 平城遷都一三〇〇年記念事業については、シルクロード博の経験も踏まえ、この事業のねらいを分かりやすく示して県民の理解、協力を得ながら進められたいこと。

一 生活保護は国民の生活を守るセーフティネットであるので、相談や申請時において適切な対応を行われたいこと。

また、国民健康保険料の滞納により保険証の交付を受けられない世帯が急増しているため、県民を守る立場から、県独自の対策を検討し、国へも制度の充実を働きかけられたいこと。

一 ニート状態にある自立に困難を抱える若者達への支援について、国、市町村、NPO等関係機関と連携しながら、より積極的に取り組まれたいこと。

一 こどもを安心して産み育てられるよう、産科、小児科を含めた医師の確保をなお一層図られるとともに、特に南和地域の産科医療の確保に向け、積極的な取り組みを進められたいこと。

また、医師不足の状況を踏まえ、県立医科大学の入学定員の増員を引き続き国に働きかけられたいこと。

一 各種団体への助成については、その事業効果や団体の財政状況を勘案されたいこと。

一 国の再チャレンジ支援の施策メニューを活用して、フリーターや格差問題に積極的に取り組まれたいこと。

一 狩猟者の高齢化や人数減少に伴う有害鳥獣駆除の担い手確保のため、狩猟免許取得の促進や技術の向上を図られたいこと。

また、鳥獣被害を防ぐ補助制度の充実を図られたいこと。

一 環境や人に優しい木材を使った学校机等の導入を推進するなど、公共施設における県産材の活用になお一層取り組まれたいこと。

一 国道一六九号上北山村西原地内の崩土災害については、一日も早く、安全に通行できるよう早急に応急対策工事を実施し、住民の不安を解消すること。

また、県内道路の危険箇所の防災対策を一層進められたいこと。

一 大和中央道と西名阪自動車道の交差部へのインターチェンジの設置について、産業振興の観点からも具体化に向け検討されたいこと。

一 東南海・南海地震等の災害時に備え、緊急輸送道路や市町村管理の高速道路の跨道橋の落橋防止対策を図るとともに、ライフラインである水道施設の耐震化など、震災対策に万全を期されたいこと。

- 一 談合防止のため、さらなるチェック体制を取るとともに、総合評価落札方式や電子入札方式の的確な運用を進め、より適切な入札契約制度の改善に努められたいこと。
- 一 道路整備等の公共事業の計画にあたっては、費用対効果も十分検討されたいこと。
また、開通までに長期間を要するトンネル工事等は計画的に取り組みたいこと。
- 一 技術力の優れた建設業者育成等の観点から、入札参加資格における格付けの見直しを検討されたいこと。
- 一 安全でおいしい水を、安価に安定供給できるように、市町村とも調整を図りながら努力されたいこと。
- 一 特別支援教育の充実のため、国に対し、人員・予算の確保を要望されるとともに、県下の小・中学校に特別支援教育支援員が配置されるよう市町村に積極的に働きかけられたいこと。
また、発達障害者に対する療育手帳交付について、先進事例も研究しながら、検討を進められたいこと。
- 一 公共交通機関等に対する警戒警備の強化や、大規模商業施設等の多数の人が集まる場所の自主警備強化のための指導助言を進め、県民の安全が脅かされないよう未然防止に万全を期されたいこと。
- 一 大量退職する団塊の世代及びその後続く世代の人たちが、ボランティア・NPO活動等への参加や再就業ができるよう取り組みを進めることにより、地域の活性化を図られたいこと。
- 一 差別や人権侵害の問題に対する異議申し立てが当たり前認めあえる社会を目指し、人権対策や人権教育を進められたいこと。

以上が、予算審査特別委員会の報告であります。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田正） 次に、所管の常任委員会に付託しました請願、並びに去る十二月定例会で閉会中の審査事件として議決されました事項に対する審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務警察委員長の報告を求めます。一一十七番山本進章議員。

◆十七番（山本進章）（登壇）総務警察委員会のご報告を申し上げます。

先の定例会より継続審査とされておりました請願の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、本日、委員会を開催し、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、請願第二十一号「私学助成に関する請願書」につきましては、全会一致をもちまして、趣旨採択とすることに決しました。

以上が、付託を受けました請願の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち行財政問題、地域振興対策及び警察行政の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、総務警察委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田正） 次に、厚生委員長の報告を求めます。――三十四番国中憲治議員。

◆三十四番（国中憲治） （登壇）厚生委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち社会福祉、保健・医療及び生活環境行政の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、厚生委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（飯田正） 次に、経済労働委員長の報告を求めます。――十六番菅野泰功議員。

◆十六番（菅野泰功） （登壇）経済労働委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち最近の経済の動向に対応する県下の農林業並びに商工労働対策につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、経済労働委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田正） 次に、建設委員長の報告を求めます。――四十六番中村昭議員。

◆四十六番（中村昭） （登壇）建設委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち土木行政及び水道事業の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、建設委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田正） 次に、文教委員長の報告を求めます。――十五番神田加津代議員。

◆十五番（神田加津代） （登壇）文教委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち学校教育及び生涯学習の充実振興につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第九項の規定に基づき、議会閉

会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、文教委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田正） 委員長報告に対する質疑、討論を省略し、これより採決に入ります。

まず、平成十九年度議案、議第一号、議第二号、及び議第三十号について、起立により採決します。

以上の議案を、予算審査特別委員長報告どおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、以上の議案三件については、予算審査特別委員長報告どおり決しました。

次に、平成十九年度議案、議第十六号、議第三十一号、及び議第三十二号について、起立により採決します。

以上の議案を、予算審査特別委員長報告どおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、以上の議案三件については、予算審査特別委員長報告どおり決しました。

次に、平成十九年度議案、議第八号、議第十七号、議第十八号、議第二十一号、議第二十四号、議第二十八号及び議第三十六号について、起立により採決します。

以上の議案を、予算審査特別委員長報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、以上の議案七件については、予算審査特別委員長報告どおり決しました。

お諮りします。

平成十九年度議案、議第三号から議第七号、議第九号から議第十五号、議第十九号、議第二十号、議第二十二号、議第二十三号、議第二十五号から議第二十七号、議第二十九号、議第三十三号から議第三十五号、議第三十七号及び議第三十八号、並びに平成十八年度議案、議第百一号から議第百十二号、報第二十五号及び報第二十六号については予算審査特別委員長報告どおりに、請願第二十一号及び議会閉会中の審査事件については、各常任委員長報告どおりにそれぞれ決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

よって、それぞれ委員長報告どおり決しました。

○議長（飯田正） 次に、三十六番小泉米造議員より、意見書第一号、狂犬病予防対策の整備、充実に関する意見書決議方の動議が提出されましたので、小泉米造議員に趣旨弁明を求めます。――三十六番小泉米造議員。

◆三十六番（小泉米造）（登壇）意見書第一号、狂犬病予防対策の整備、充実に関する意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第一号

狂犬病予防対策の整備、充実に関する意見書（案）

昨年十一月、フィリピンからの帰国者が相次いで狂犬病を発症した。我が国では、昭和四十五年以来三十六年ぶりの狂犬病の発症だけに、世間を震撼させた。

狂犬病は、ほ乳類動物のすべてが感染し、有効な治療法がないため、人が感染、発症すれば、ほぼ死亡すると言われている。世界では、毎年五万人程度の死亡が報告されていて、人類にとってはいまだ脅威の感染症の一つである。

我が国の狂犬病予防対策は、「狂犬病予防法」に基づき行われてきたが、今日、犬の登録の実施率は五割、定期予防注射の実施率は四割程度にまで低下しているという。

このため、我が国においても万一の事態が生じた場合、蔓延は避けられず、大きな社会混乱を引き起こすことになりかねない。

よって、国におかれては、早急に次の事項について実現が図られるよう強く要望する。

一 「狂犬病予防法」に基づく犬の登録及び定期予防注射に係る自治体業務が円滑に推進されるように、自治体と各地域関係団体との地域ネットワーク体制の整備を図ること。

二 自治体が行う犬の登録事務に関し、現行の鑑札の装置については不備が多い。現在、動物の個体識別装置としては、マイクロチップ（MC）による個体番号管理方式が国際標準化されている。したがって、このMC化に変更し、登録の実行の確保を図る一方、他の動物関係行政における個体識別装置と一元的な運営が確保されるように所要の法整備を図ること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十九年三月十六日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（飯田正） 十八番田中惟允議員。

◆十八番（田中惟允） ただいま小泉米造議員から提案されました意見書第一号、狂犬病予防対策の整備、充実に関する意見書（案）に賛成します。

○議長（飯田正） 四十五番山本保幸議員。

◆四十五番（山本保幸） ただいま小泉米造議員から提案されました意見書第一号、狂犬病予防対策の整備、充実に関する意見書（案）に賛成します。

○議長（飯田正） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第一号については、三十六番小泉米造議員の動議のとおり決することにござ異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（飯田正） 次に、四十七番梶川虔二議員より、意見書第二号、新型交付税等に関する意見書決議方の動議が提出されましたので、梶川虔二議員に趣旨弁明を求めます。一四十七番梶川虔二議員。

◆四十七番（梶川虔二） （登壇）意見書第二号、新型交付税等に関する意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもつて提案にかえさせていただきます。

意見書第二号

新型交付税等に関する意見書（案）

先般、二〇〇七年度の地方財政計画が決定し、地方交付税の法定率分が堅持されるとともに、二〇〇六年度を約五千億円上回る一般財源総額が確保された。

一方、政府は自治体財政力格差の問題を放置したまま、新型交付税の導入や「頑張る地方応援プログラム」などの配分の見直しを進めている。特に、新型交付税については、二〇〇六年度算定をベースとした試算結果に基づき、種々調整を行っているとしているが、多くの団体において減額になるとの情報もあり、新型交付税の導入による算定額の変動は、小規模な団体ほど財政に与える影響が大きく、地方公共団体には不安感や懸念が広がっている。

よつて、国におかれては、地方交付税の算定、配分に当たっては、財政力の格差是正に向けた公平・中立な交付税算定が必要であることから、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

一 必要な交付税総額を確保するとともに、新型交付税及び地域振興費の単位費用については、地方の財政需要の実態に応じ設定し、交付税算定の見直しにより、交付税配分額が従来に比べ大幅に減少する団体がないようにすること。とりわけ財政力の弱い団体や小規模市町村の財政運営に支障がないよう適切に対応すること。

二 地方交付税制度の見直し、新型交付税の具体的な制度設計、中期地方財政ビジョンの策定等は地方に密接に関わる課題であることから、地方の参画のもと地方の代表者と政府が協議を行い、地方の意見を政府の政策立案や執行に反映させながら進めること。新型交

付税について、今後国の基準付けの廃止等の状況を踏まえながら規模を拡大することとされているが、規模の拡大に当たっては、人口と面積だけで単純には算定しがたい財政需要が存在することから、地方公共団体の財政運営に及ぼす影響等を十分に検討すること。

三 三兆円の税源移譲に伴い、年九千六百億円の減額となる交付税原資の縮小問題に的確に対応すること。

四 今後、地方分権に関わる具体的議論は、地方分権改革推進委員会で進められるが、分権改革の残された最大の課題は国と地方の税財源配分のあり方であり、地方の実情を十分反映できるよう配慮するとともに、事務局体制を早期に確立すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十九年三月十六日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（飯田正） 二十一番上松正知議員。

◆二十一番（上松正知） ただいま梶川虔二議員から提案されました意見書第二号、新型交付税等に関する意見書（案）に賛成いたします。

○議長（飯田正） 三十一番田尻匠議員。

◆三十一番（田尻匠） ただいま梶川虔二議員から提案をされました意見書第二号、新型交付税等に関する意見書（案）に賛成をいたします。

○議長（飯田正） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第二号については、四十七番梶川虔二議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（飯田正） 次に、三十二番高柳忠夫議員より、意見書第三号、石綿疾患の労災認定事業場名の公表の継続を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、高柳忠夫議員に趣旨弁明を求めます。――三十二番高柳忠夫議員。

◆三十二番（高柳忠夫） （登壇）意見書第三号、石綿疾患の労災認定事業場名の公表の継続を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第三号

石綿疾患の労災認定事業場名の公表の継続を求める意見書（案）

二〇〇五年六月のいわゆるクボタショックのあと、石綿関連企業の中で多くの石綿肺がん、中皮腫の患者が発生していることが、マスコミ報道や企業、業界団体の情報開示によって明らかにされた。このことが、多くの患者、家族、遺族が、「病気の原因がアスベストであること」、「仕事や住居など石綿にどこで暴露したのか」に気がつき、救済と補償を求めることにつながった。直接の当事者だけが気づくのではなく、知り合い、元同僚、医師、看護師などから「あなたのお父さんは、アスベストが原因ではないのか」「あそこで仕事をしていたことが原因ではないのか」と声をかけられたことで、労災請求や救済給付申請につながった方は数知れない。中でも、厚生労働省による二〇〇四年度以前の肺がん、中皮腫にかかる労災認定事業場名は、社会的なインパクトが最も大きいものがあつた。社会全体が石綿被害に気づき、補償、救済の重要性に目を向けた最大の要因は、こうした情報公開にあつたことは誰の目にも明らかである。

二〇〇五年度以降の労災補償状況を見ると、二〇〇五年度の支給決定件数が七百二十二件（肺がん二百十九件、中皮腫五百三件）、二〇〇六年度は九月までで八百四十件（肺がん三百二十八件、中皮腫五百六十五件）、合計千五百六十六件に達している。一方、二〇〇四年度以前の労災認定事業場で公表されたのは、認定件数六百四十件にかかる四百十五事業場であり、船員については、三事業場、四件（中皮腫）が公表されている。

二〇〇五年度以降の認定件数は、すでに公表された件数の二倍以上にのぼっている。公表の趣旨を踏まえれば、二〇〇五年度以降の労災認定事案についても引き続き事業場名等が公表されるべきである。しかし、厚生労働省、社会保険庁は労災保険、船員保険にかかる認定事業場名を未だ公表していない。患者団体、市民団体等の要請が行われているにもかかわらず公表されていないのは、誠にゆゆしきことと言わざるを得ない。

よって、国におかれては、二〇〇五年度以降について労災認定事業場名等の情報の公表を継続して行われることを強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十九年三月十六日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（飯田正） 七番森山賀文議員。

◆七番（森山賀文） ただいま高柳忠夫議員から提案されました意見書第三号、石綿疾患の労災認定事業場名の公表の継続を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（飯田正） 八番山村幸穂議員。

◆八番（山村幸穂） ただいま高柳忠夫議員から提案されました意見書第三号、石綿疾患の労災認定事業場名の公表の継続を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（飯田正） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第三号については、三十二番高柳忠夫議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（飯田正） 次に、十番今井光子議員より、意見書第四号、看護師等の増員を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、今井光子議員に趣旨弁明を求めます。――十番今井光子議員。

◆十番（今井光子） （登壇）意見書第四号、看護師等の増員を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第四号

看護師等の増員を求める意見書（案）

医療事故をなくし、安全・安心でゆきとどいた医療・看護を実現するためには、医療従事者が社会的な使命や誇りをもって働き続けられる職場づくりが不可欠である。

しかし、医療現場の実態はかつてなく過酷になっており、医師や看護師等の不足が深刻化している。本県においても人口十万人あたりの看護師数は全国平均より低く、その一因として、県内の看護学校新卒者の三分の一近くが県外への就業するという状況がある。

「安全・安心のコスト保障」が必要であり、診療報酬などによる財政的な裏づけをおこなない、欠員を直ちに補充するとともに、大幅増員を実現することが切実に求められている。過酷な労働条件を改善するため、夜勤日数の上限などの法整備が必要である。

よって国におかれては、次の事項のように、予算の拡充・診療報酬の改善を行い、現場での増員を保障する看護師等の確保対策を強化するよう強く要望する。

- 一 看護師など医療従事者を大幅に増員すること。
- 二 看護職員の配置基準を抜本的に改善し、定着のための施策をすすめること。
- 三 緊急に「第六次看護職員需給見通し」の見直しを行なうこと。
- 四 夜勤の日数を月八日以内に規制するなど「看護職員確保法」等を改正すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十九年三月十六日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長（飯田正） 三十番岩城明議員。

◆三十番（岩城明） ただいま今井光子議員から提案されました意見書第四号、看護師等の増員を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（飯田正） 三十三番岩田国夫議員。

◆三十三番（岩田国夫） ただいま今井光子議員から提案された意見書第四号、看護師等の増員を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（飯田正） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第四号については、十番今井光子議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（飯田正） 次に、二十番畠真夕美議員より、意見書第五号、進行性骨化性線維異形成症（FOP）の難病特定疾患指定を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、畠真夕美議員に趣旨弁明を求めます。――二十番畠真夕美議員。

◆二十番（畠真夕美） （登壇）意見書第五号、進行性骨化性線維異形成症（FOP）の難病特定疾患指定を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第五号

進行性骨化性線維異形成症（FOP）の難病特定疾患指定を求める意見書（案）

難病対策として取り組まれている特定疾患治療研究事業や小児慢性特定疾患治療研究事業などの実施は、患者や家族の医療費の負担軽減を図るとともに、病態の把握や治療法の研究に大きな役割を果たしており、難病患者や家族の生きる支えとなっている。

しかし一方で、このような国が指定する難病以外にも原因不明で、効果的な治療方法が確立されていない疾病もある。進行性骨化性線維異形成症は、多くの場合、子供のころに発症し、徐々に筋肉が骨に変化し、骨が体の関節を固め、あらゆる部分の動きの自由が奪われるほか、身体の変化に伴い、呼吸器官や内臓にも影響を及ぼす疾病である。

しかしながら、医師などの医療関係者においてもこの疾病に対する認知度は低く、その患者の実態も把握されていないのが現実である。いまだに原因不明の部分が多く、治療方法も確立されていないため、患者やその家族は、限度のない症状の悪化・進行に不安を抱えながら、日々厳しい生活を強いられており、一刻も早い治療法の開発や医療費の負担軽減を待ち望んでいる。

よつて、国におかれては、進行性骨化性線維異形成症の患者が、良質な医療を受け、安心して生活ができるよう進行性骨化性線維異形成症を早期に難病特定疾患として指定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十九年三月十六日

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（飯田正） 五番吉田勝亮議員。

◆五番（吉田勝亮） ただいま畠真夕美議員から提案されました意見書第五号、進行性骨化性線維異形成症（FOP）の難病特定疾患指定を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（飯田正） 十六番菅野泰功議員。

◆十六番（菅野泰功） ただいま畠真夕美議員から提案されました意見書第五号、進行性骨化性線維異形成症（FOP）の難病特定疾患指定を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（飯田正） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第五号については、二十番畠真夕美議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（飯田正） 次に、本日、知事から議案一件が提出されました。

議案送付文の写し並びに議案をお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

△財第百七十七号

平成十九年三月十六日

奈良県議会議長 飯田 正殿

奈良県知事 柿本善也

議案の提出について

議第一一三号 監査委員の選任について

以上のとおり提出します。

議第百十三号

監査委員の選任について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、下記の者を委員に選任したいので、その同意を求める。

平成十九年三月十六日提出

奈良県知事 柿本善也

記

谷川正嗣

○議長（飯田正） 次に、平成十八年度議案、議第百十三号を議題とします。

議案については、知事の提案理由説明、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

お諮りします。

平成十八年度議案、議第百十三号「監査委員の選任について」は、原案に同意することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、本案はこれに同意することに決しました。

○議長（飯田正） 次に、二十六番安井宏一議員ほか六名から平成十九年度議案、議第三十九号「奈良県議会委員会条例の一部を改正する条例」の議案が提出されましたので、これを議題とします。

議案はお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

お諮りします。

本案については、提案理由説明、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

お諮りします。

平成十九年度議案、議第三十九号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

よって、本案については、原案どおり可決されました。

○議長（飯田正） 以上をもって、今期議会に付議されました議案はすべて議了しました。

よって、本日の会議を閉じます。

○議長（飯田正） これをもって、平成十九年二月第二百八十三回奈良県議会定例会を閉会します。

△閉会式

○議長（飯田正）（登壇）二月定例県議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

二月二十三日の開会以来本日まで、議員各位におかれましては、平成十九年度予算をはじめとする多数の重要議案及び県政の諸課題について、終始熱心に調査、審議をいただき、議案はすべてこれを議了し、ここに閉会する運びとなりましたことは、誠にご同慶にたえません。

知事をはじめ理事者各位には、議会審議に寄せられました真摯な態度に深く敬意を表しますとともに、審議の過程において議員各位から述べられました意見、要望につきましては、今後の県政の執行に十分反映されますよう望むものであります。

今期定例会は、私たちの任期中最後の定例会として誠に意義深いものがありました。議員各位には、県政のさらなる発展のために、ますますご活躍されんことを衷心より祈念申し上げます。

なお、今回の改選を機に勇退される議員各位には、長年にわたるご精励と多大のご功績に対し深く敬意を表しますとともに、今後とも県政の限りない発展のため、変わらぬお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

また、このたび退職の申し出をされました柿本知事には、平成三年十一月の知事就任以来、長年にわたり奈良県政発展にご尽力され、その残された功績は誠に大きなものがあります。県民を代表いたしまして心から感謝申し上げますとともに、知事を退職されましても県政伸展のため、変わらぬご指導を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、報道関係者各位のご協力に対し、厚く御礼を申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

◎知事（柿本善也）（登壇）二月定例県議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る二月二十三日に開会されましたこのたびの定例県議会におきましては、平成十九年度一般会計予算案をはじめ多数の重要案件につきまして、開会以来長期間にわたり慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決またはご承認をいただきまして、本日ここに閉会の運びに至りましたことは、県政のため誠にご同慶にたえないところでございます。

ここに成立を見ました平成十九年度予算の適正かつ円滑な執行に努めますことはもとより、先ほどの予算委員長報告及びただいま議長からお述べのご趣旨に即しますとともに、本会議並びに各委員会において議員各位から賜りましたご意見、ご提案等につきましては、これを尊重いたしまして、今後の県政運営に遺憾のないよう努めてまいる所存でございます。

議員各位におかれましては、あと一カ月余りをもちましてこのたびの奈良県議会議員としての任期を終えられることとなりますが、この四年間、奈良県政の運営にご参画いただき、格別のご協力、ご支援を賜ったところでございます。おかげをもちまして、生活基盤の整備、医療・福祉、教育、産業振興等、本県の将来を展望した各般の施策がおおむね順

調に進展してきたと考えるところでございます。議員各位に対し深甚なる敬意と謝意を表したいと存じます。

なお、今議会をもって後進に道を譲ることとされた議員におかれましては、今日まで県政発展のためにご尽力いただきましたことに心から感謝を申し上げますとともに、今後一層ご自愛をいただきまして、引き続き、県政発展のためご指導、ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げます。

また、今次の選挙にご出馬される議員各位におかれましては、ぜひともご健康に留意され、ご健闘いただきますよう心から念願するものでございます。

さて、今回の議会は私の在任中最後の議会となります。ただいま議長から誠に身に余るお言葉をいただきまして、恐縮に存じております。この十五年余りの間、奈良県知事という光栄な公職を引き続き務めさせていただきましたのもひとえに県議会をはじめ、県民の皆様のご深いご理解と温かいご支援をいただいていたたまものと感謝しております。ここに皆様方のご厚情に対し、改めて御礼を申し上げまして閉会のごあいさつといたします。誠にありがとうございました。(拍手)

△午後二時七分閉会

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により署名する。

奈良県議会議長	飯田 正
同 副議長	安井宏一
署名議員	中野雅史
署名議員	神田加津代
署名議員	菅野泰功